



平成24年5月29日

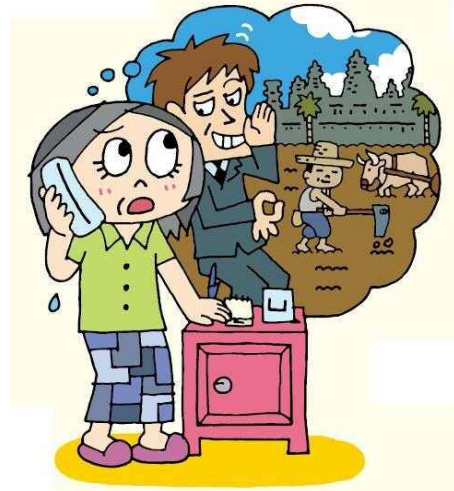
岡山市消費生活センター

# 今度は“カンボジアの土地使用権”！！ ～「リゾート地」・「農地」の投資話にご用心～

## 事例：

A社からカンボジアにある農業用不動産の投資に関するパンフレットが届いた翌日、B社から「A社がカンボジアの土地を坪15万円で販売している。カンボジア経済は右肩上がりだ。購入してくれたらうちはそれを倍以上の価格で買い取る。」という電話があった。

怪しいと思うがどうしたらよいか。



## ★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・業者が販売する権利などを、別業者が「購入額より高値で買い取る」などと言って買うように仕向ける「劇場型勧誘」の相談が後を絶ちません。
- ・業者はその時々を社会情勢を反映させたセールストークを使って勧誘してきます。
- ・一度お金を支払ってしまうと、取り戻すのは極めて困難です。うまい話をもちかけられてもきっぱりと断りましょう。
- ・一人で判断せず、家族や信頼できる人などに相談しましょう。
- ・少しでも不審な点を感じたり、契約に納得できない場合は、消費生活センターに相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時